

国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は 申請を

国民年金の保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。またそのまま放置すると、将来の老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまいます。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請することにより、保険料の全額免除や納付の猶予などの制度がありますので、利用してください。

保険年金課



保険料の免除・一部納付制度

免除期間／平成23年7月分～24年6月分

申請期限／平成24年6月29日(金)
※平成22年7月分から23年6月

分の免除を受ける場合は、平成23年7月29日(金)までに申請。

【保険料(平成23年度分)】

保険料は、家族構成および前年の所得額により、

①全額免除 ②4分の1納付(保険料額3、760円) ③半額納付(保険料額7、510円)

④4分の3納付(保険料額11、270円)の4段階に分かれます。

対象／本人と配偶者、および世帯主の全員が、次のいずれかに該当すること。

●前年の所得が基準額以下の人(別表参照)

●退職、事業の廃止となったことが確認できる人

●震災などに遭ったことが確認できる人(住宅・家財そのほかの財産におおむね2分の1以上の被害を受けた)

●障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人

●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

若年者納付猶予制度

猶予期間／平成23年7月分～24年6月分

申請期限／平成24年6月29日(金)
※平成22年7月分から23年6月

分の猶予を受ける場合は、平成23年7月29日(金)までに申請。

対象／30歳未満で、本人および配偶者の所得が基準額以下の人(別表参照)

※全額免除または若年者納付猶予制度に限り、継続の申し出をしていない人は、毎年申請する必要があります。

特別障害給付金を受けている人

学生納付特例制度

猶予期間／平成23年4月～24年3月分

申請期限／平成24年3月30日(金)
対象／大学や専門学校などの学生で、本人の前年所得が118万円以下の人

万円以下の人

△手続きに必要なもの▽

●年金手帳または基礎年金番号が分かるもの(納付書など)

●家族が申請する場合は、印鑑および身分が証明できるもの(運転免許証、保険証など)

●退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証の写しなど)

●学生は、学生証(コピー可)または在学証明書

●転入した人は、前年の所得を証明する書類

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

海上支所住民室 ☎ 62・5332

飯岡支所住民室 ☎ 55・3111

千潟支所住民室 ☎ 57・3111

☎ 68・2111

<別表>

世帯構成、前年の所得による基準額の目安

世帯構成	全額免除 納付猶予 (基準額)	一部納付		
		1/4 納付	半額 納付	3/4 納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円